



第40号

令和4年3月発行

内容

- | | |
|------|---|
| 4~5P | 講演・講座などの事業報告
標語コンクール入賞者 |
| 6~7P | DVや恋人間の暴力について知ましょう
5分でわかる 今話題の「アンコンシャス・バイアス」って何？ |
| 8P | 男女共同参画センターのご案内
各種相談窓口のご案内 |

特集

2~3P

ふなばしパートナーシップ
宣誓制度が令和3年12月
からスタート



* 編集・発行 *

船橋市市民生活部
市民協働課

住 所：〒273-8501
船橋市湊町2-10-25
電 話：047 (436) 2107
F A X：047 (436) 2299
Eメール：danjo@city.funabashi.lg.jp



市では、「誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指しています。さまざまな理由から生きづらさを感じているパートナー同士がいる中で、全ての人が同じように暮らしていけるように互いの関係性を市に宣誓し、市が宣誓を証明する制度、それが「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」です。

第〇〇号

パートナーシップ宣誓証明カード

船橋市パートナーシップ宣誓の取り扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

宣誓日 年 月 日 交付日 年 月 日

氏名 住所 氏名 住所

年 月 日生 年 月 日生

船橋市長 〇〇 〇〇

宣誓の要件

- 成年に達していること
- 市民であること、又は転入を予定していること（宣誓者のうち、いずれか一方で構いません）
- 配偶者がいないこと
- 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- 宣誓者同士の関係が、近親者でないこと
- 同性カップルの性的少数者の方など、パートナー関係を持ち、共同生活を営むお二人であれば性別は問いません

LGBTとは LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）・ゲイ（男性同性愛者）・バイセクシュアル（両性愛者）・トランスジェンダー（体の性と心の性が一致しない人）という性的指向・性自認が非典型な人々のうち、代表的とされるものの頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称のひとつです。

また、性的指向（Sexual Orientation）・性自認（Gender Identity）の頭文字をとった「SOGI（ソジ、ソギ）」と言う表現もあります。

民間企業等の調査では、人口の約5～9%がLGBTに該当するとの結果が出ています。「私の周りにはいない」と感じる人もいるかもしれませんが、LGBTの多くは差別や偏見の目を恐れ、本当の自分のことを周りに言えない、言わないまま過ごしています。

性的少数者(LGBT)への理解を深めましょう
(市ホームページ)

市民・事業者等の皆様へのお願い

本制度の対象となる方々は、「パートナーが病院に搬送された際に病状説明をしてもらえない」「パートナー同士で住宅を借りられない」など、互いの関係性の理解を得られないことで、生活する上での制約や差別を受ける場合があります。

本制度は法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、市といたしましては、宣誓されたお二人のパートナーシップの関係を尊重し、事業者や関係団体と連携しながら誰もが暮らしやすい街づくりを進めていきたいと考えています。市民、事業者等の皆様におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

LGBTに関する市の取組み

性的少数者(LGBT)のための交流会 「Marble Arch」

LGBTに近い(そうかもしれない)10代～25歳の方のための居場所です(令和3年度は全6回開催)



ゲームをしたり

セクシュアリティの話をしたり

市民向け講座

知るところから始めよう！あなたの街とLGBTQ

LGBTに関する基礎知識
令和3年度は12月15日に実施



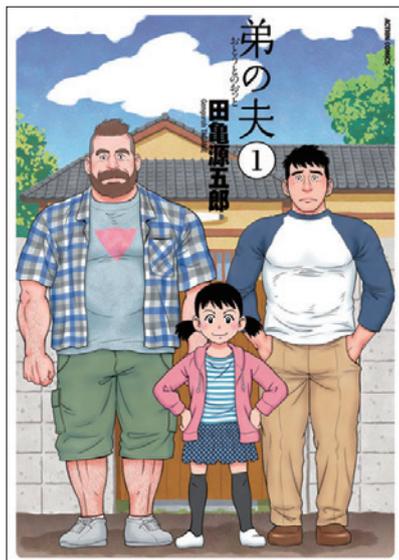
【画像は過去開催時の様子】

その他、市内学生向けに啓発用冊子「人権ポケットブック」の発行・配布など、様々な取組みを行っています。

～男女共同参画の理解に役立つ厳選図書～

LGBTについて考える
きっかけになること
間違いなし！

ドラマ化で
話題沸騰！



弟の夫/田亀源五郎 [双葉社]

亡くなった弟の結婚相手は、外国人で男性でした

弥一と夏菜、父娘二人暮らしの家に、マイクと名乗る男がカナダからやって来た。マイクは、弥一の双子の弟の結婚相手だった。

「パパに双子の弟がいたの？」「男同士で結婚できるの？」

夏菜は突如現れたカナダ人の“おじさん”に大興奮。

弥一と、“弟の夫”マイクの物語が始まる――。



「弟の夫」は船橋市男女共同参画センター（8頁参照）でも貸出をしています。ぜひ、男女共同参画センターへお立ち寄りください。

講演・講座などの事業報告

〜実施した事業の一部を紹介いたします!〜

令和2年度 船橋市男女共同参画講演会

「その育児家事、時給5,000円です!」 パパのチカラが家庭を救う!」

東京大学教授 瀬地山 角

令和2年12月5日(土) 市民文化創造館(きららホール)

にて、東京大学教授 瀬地山 角さんを講師に招き、男女共同参画・少子高齢化をテーマに講演会「その育児家事、時給5,000円です!」を催しました。

2人の子どもの保育所の送り迎えを10年間続け、子どもを伴って日本全国で講演をするなど、仕事と子育てを両立してきた瀬地山さんから、講演会で語っていただいた話の一部を紹介いたします。

子育てを通じて「子育てで男に出来ないことは何一つない」と言えるようになったことは、大きな収穫だったと思います。男は子どもを産めなくても、授乳を含め子育ては出来ます。私たちが「男だから、女だから」と考えることの大半は、人が社会や文化の中でどう考えるようになっただけに過ぎず、人が考えたこ

とに過ぎないのであれば、人と人が相談して変えていけるというのが、私の専門であるシエンター論の原点です。

国の社会生活基本調査(2016年)によれば、共働き世帯の家事・育児時間は、夫が週平均一日46分、妻は4時間54分。あまり家事・育児をしない男性が夜遅くまで働き、それを前提として、子育てを無視した形で職場が構築されてしまうと子どもを持つ人が働けなくなる。これが少子化という日本の大きな問題の背景だと私は考えています。

女性のキャリアは第一子の出産によって中断しがちなのですが、そこが大きな人生の分かれ目です。第一子の出産後も正社員で働ける層が大体4分の1程であり、ここで仮に、夫が家事・育児に1日平均3時間(年間1,000時間)関わり妻が働き続けて500万円稼いだら、家事の時給は5,000円です。夫

がどんなに頑張っても妻の正社員分は稼げません。家計は一人で作ったほうが飛躍的に豊かになります。

男性が大黒柱の時代は終わりました。今は太い柱一本じゃなくて、細い柱二本で支えて子どもを守る。男性が家事・育児に主体的に関わり、女性が出産後も働く事は、男性の肩の荷を下ろす事に繋がるのだと考えて、パートナーと話し合ってもらえたらと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で定員数を引き下げた講演会でしたが、瀬地山さんの軽快な語り口での講演で、参加者が男女共同参画について考えるきっかけとなりました。



令和2年度 マタハラ講座 「妊娠・育休明けを応援! 職場とうまく付き合うヒント」を開催しました!

令和2年11月2日(月) 11月30日(月)にマタニティハラスメント防止の講座「妊娠・育休明けを応援! 職場とうまく付き合うヒント」を開催しました。

宮田祐子さんを講師としてYouTubeで配信しました。講師からは次のようなお話がありました。

場合、その内容を書いた母性健康管理指導事項連絡カード」の提出を受けたら、適切な措置をとることが求められています。

マタニティハラスメントといわれるマタハラは、妊娠・出産・育児休業から1年以内になされたハラスメントのことです。個人的には嫌がらせやいじめを受けたり、組織的には子どもができたらやめてもらうことが、産休・育休制度はないと言われ、解雇・雇止めや自主退職を強要される等があります。妊娠を報告した時や育休後職場復帰した時に発生しやすく、マタハラから身を守るためには、正しい知識を持って、適切に交渉を進めることが大切です。

子育てしながら働くためのスキルとして、ほかの支援機関にも相談し専門家の支援も受けていることを添えて、法律や制度と照らし合わせながら状況を説明しましょう。非難したり決めつけたりする言い方は関係性を悪化させてしまっておそれがあります。今後どのように組織に貢献したいか、自分の工夫や権限でできること、上司や関係者の協力や判断を仰ぎたいことを分けて伝え、穏便な解決を望んでいて働き続けたい意思を伝えましょう。

企業には、男女雇用機会均等法・労働基準法・育児介護休業法などの法律によってマタハラ防止措置が義務付けられています。

妊娠中や産後はホルモンバランスが乱れ感情の起伏が激しくなったり、体調が悪くなったりしがちなもので、いつもより丁寧に健康を見守りながら交渉をすすみましょう。マタハラか否かの判断は雇

用形態や条件によって、適用される法律や制度が異なる場合があります。いざ困った時には各都道府県に設置されている相談窓口として、厚生労働省の「雇用環境・均等部」や「総合労働相談コーナー」、TECC(東京圏雇用労働支援センター)など相談窓口や支援機関で相談しましょう。相談前の事前準備としては、いつ・どこで・誰に・何を言われたかメモを取っておいたり、ボイスレコーダーで録音するなど、証拠を残しておきましょう。また上司と処遇に関するやり取りがあった際は口頭ではなく書面にしてもらいましょう。との説明がありました。

受講者からは「法律や制度、マタハラに育児も入ること、各種専門相談窓口について学べた。」「権利を主張するばかりではなく、会社に貢献する意思を伝えることが大切という点、おおいに関係するものだった」との感想をいただきました。妊娠・子育てしながら働く女性がどのように会社と関わったら良いかを知るきっかけになったようです。

令和2年度 防災講座 「自然災害から、あなたを守るマイ・タイムライン!」

令和2年12月17日(木)に船橋S1ネットワーク 平山優子さんを講師に招き、防災講座「自然災害から、あなたを守るマイ・タイムライン!」を開催しました。講座では自然災害のうち唯一予測のできる水害への備えについて、まず国土交通省作成の動画「近年の自然災害とタイムラインの有効性」が上映され、講師から次のようなお話がありました。



自然災害のうち、豪雨や台風による水害は、台風の接近情報や予想雨量、河川管理者からの水位情報も簡単に入手できるため予測が可能です。マイ・タイムラインとは、いざという時に逃げ遅れないで、あわてず安全な場所へ避難できるよう、先手の行動をとるために、例えば高齢者や妊婦がいる家庭は早めに避難する等、家族構成や生活環境に合った自分自身の行動を時

系列にまとめたものです。

まず、マイ・タイムライン作成のため、浸水想定、家庭状況、避難先をチェックします。浸水想定の確認には、洪水ハザードマップや浸水想定区域等が参考になります。家庭状況に応じて、ペットの避難想定やミルクや薬など必要な持ち物を確認します。避難先への移動は、移動手段や移動時間の確認をします。

次に台風が発生してから川が氾濫するまでの川の状況変化を知り、避難までに最低限やっておかなければならない備えを自分自身の状況に合わせて考えます。行政や河川管理者からの情報や天気予報などを参考に、どの段階でどんな準備や避難行動をするのか、例えば、避難時の持ち物を準備する、避難しやすい服装に着替える、安全な場所に避難を開始するなど、の行動を時系列に書き込んでマイ・タイムラインを作成します。

マイ・タイムラインはあくまでも行動の目安です。家庭内で話し合い作成しておくことで、家族がそれぞれの状況に応じた必要な避難行動がと

れるように平時から備えましょう。作ったらおしまいではなく見直しも必要です。また地域でも住民同士でマイ・タイムラインを検討することで、個人の力だけでなく、個人力だけではできないことや地域の課題に気づききっかけとなります。

災害が起きてしまったら、家ごとくまで水に浸かったのかわかる写真を撮っておいて、罹災証明申請をすることで、証明書の提示により保険料の減免などを受けられる場合があります。

参加者からは「避難の流れが具体的にわかった。」「マイ・タイムラインを仕上げて、災害に備えたい。」との感想があり、予測できる自然災害への対応として、自分の行動を確認するきっかけになったようです。

大雨や台風へ備えたマイ・タイムラインの作り方(市ホームページ)



男女共同参画社会 標語コンクール

令和3年度
船橋市

中学生
対象



136作品の応募がありました。
ご応募ありがとうございました。

募集テーマ 「男女共同参画社会」

最優秀賞	支え合い 家庭を築き 社会も築く	小室中学校	3年	宮澤 七夢
優秀賞	心と性 違っているのも 一つの個性	行田中学校	1年	鈴木 詩乃
	多様な性 互いに理解し うまれる個性	湊中学校	3年	堀内 優
優良賞	男女強く 自分を磨き 笑顔の自分	三田中学校	1年	木村 結花
	習慣化 みんなで並んで 家事育事	飯山満中学校	3年	米内 太一
	できる事をやる それが未来への 第一歩	七林中学校	1年	熊谷 優希
	認め合い 活かしていこう その個性	行田中学校	2年	新井 心優
	お互いに 尊重し合おう 心の性	湊中学校	2年	古賀 太一
	“理解する” みんなができる 関わり方	湊中学校	3年	川島 小夜



令和3年度男女共同参画センターでの展示の様子

◆ 入賞作品は下記の期間に展示しました

市役所本庁舎 1階 令和3年12月10日(金)～12月16日(木) ※土日・祝休日除く

男女共同参画センター(船橋駅前フェイスビル5階) 令和3年12月21日(火)～令和4年1月7日(金)

※日・祝休日・年末年始除く

DVや恋人間の暴力について知りましょう

配偶者や恋人からの暴力や、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント等、女性に対する暴力は女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。

DVって？

DV(ドメスティック・バイオレンス)の用語には明確な定義はありませんが、日本では、「配偶者等(元配偶者、事実婚の相手、恋人も含む)の親密な関係にある方から振るわれる暴力」という意味で用いられることが多いです。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」では、被害者を女性に限定していません。

しかし、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、女性の人権を侵害する重大な問題です。

学生には無関係？

DV防止法の対象は主に配偶者や、事実婚のカップルと

なります。

しかし、学生や結婚・同居等をしていない恋人の間でも暴力は起こります。

こうした暴力のことを「デートDV」と言い、内閣府の調査によると「女性の約6人に1人は交際相手から被害を受けたことがある」とされています。

どんなことがDVになるの？

◎身体的なもの

殴ったり蹴ったり、直接何らかの力を行使するもの。

◎精神的なもの

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。

(例)

- ・実家や友人と付き合っのを制限したり、スマホや手紙などをチェックしたりする
- ・しつこくLINEして相手の行動をチェックする
- ・すぐ返信しないと怒る
- ・大声でとる
- ・「誰のおかげで生活できているんだ」「甲斐性なし」などという
- ・何を言っても無視して口を

女性に対する暴力の他の一例

デートレイプドラッグ

「飲み物や食べ物を口にしたら眠くなってきた」その後気づいたら性行為をしていました。

AV出演強要問題

「モデルやアイドルにならないか」等と誘われ、紹介された仕事がアダルトビデオに出演する仕事でした。

デートDV

「他の人と喋ってほしくないからバイトを辞めて」「すぐに返信しないで何してたんだ」等、相手をモノのようにコントロールすることは、婚姻していないカップル間でも「暴力」になります。



JKビジネス問題

「週1回からで高収入」「おしゃべりするだけ」「ネイル放題」等の魅力的な謳い文句で、性的な行為や、露出度の高い服の着用を強要されました。

利かない
人前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする

◎性的なもの
嫌がっているのに性的行為や中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。
◎経済的なもの
生活費を渡さない。勝手に借金をつくり返済を強制するもの。

リベンジポルノに気を付けよう

近年、元交際相手等から交際中に撮影した画像がインターネット上に流出されるリベンジポルノや、SNSで知り合った人物からの自撮り要求等による画像流出被害が増加しています。公開されたら困る写真や動画は、絶対に撮らない・撮らせない・送らないようにしましょう。

万が一、写真が公開されてしまったら、すぐに対応することで被害の拡大を防げます。困ったときは早く信頼できる相談機関等に相談してください。

より良い関係を築くために

◎暴力を認めない

どんな事情があったとしても、暴力をふるっていいという理由にはなりません。暴力によらない解決があるはずです。暴力は、身体的なものに限らず、精神的なものや性的なものもあります。どのような暴力であったとしても、暴力をふるうことは決して許されるものではないのです。

◎自分のことを大切に
人はみんな生まれながらに

して一人ひとり大切にされるべき存在です。暴力をふるわれてもいい人など一人もいません。でも、自分を大切にすることを怠らないで、暴力をふるわれたとき、相手に対してはっきりと「NO」の意思表示をすることが難しくなります。あなたは、自分のことは自分で決めることができるのです。いやなことには「NO」と言うことができず、自分の体を大切にすることを怠らないで、暴力をふるわれたとき、相手に対してはっきりと「NO」の意思表示をすることが難しくなります。あなたは、自分のことは自分で決めることができるのです。いやなことには「NO」と言うことができず、自分の体を大切にすることを怠らないで、暴力をふるわれたとき、相手に対してはっきりと「NO」の意思表示をすることが難しくなります。

◎相手のことも大切に

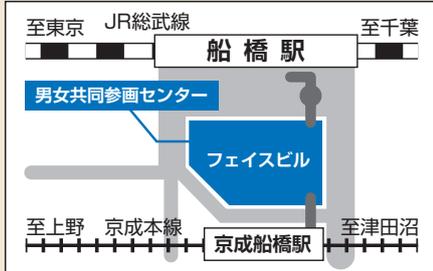
自分のことを大切に思う気持ちと同じように、相手への思いやりの心、相手を大切にすることを常に持つことも大事です。相手の話に耳を傾けましょう。自分の意見や考えを相手に押しつけず、相手が自分と異なる意見や考えを持っていたとしても、まずはそういった違いがあるということを確認、受け入れましょう。そして、自分はこう思うのか、相手に言葉で伝えましょう。

出展：内閣府男女共同参画局「人と人とのよりよい関係をつくるために 交際相手とのすてきな関係をつくらせてくれる」(平成30年11月)

船橋市男女共同参画センターのご案内



船橋市本町1-3-1
フェイスビル5階
市民活動サポート
センターの隣にあります



男女共同参画センターとは

職場や家族、地域など、あらゆる場で男女が
平等な立場で関わり合い、自分らしく生きる
ことができる社会の実現を目指す施設です。

- 情報提供コーナー
男女共同参画に関する情報誌、啓発冊子、
チラシの配架
- 図書コーナー
市内在住・在勤・在学の方に一人3冊まで14
日以内貸出し可能
- 交流コーナー
男女共同参画に関する活動をする方が交流
できるスペース

〈電話〉 **047-423-0757**
 〈FAX〉 047-423-3436
 〈開館時間〉 9時～21時
 〈閉館日〉 日曜日・祝休日・年末年始
 (12/29～1/3)

船橋市市民活動 サポートセンター

男女共同参画センターと同じフェイスビル5階にあり、市民活動(男女共同参画の推進を含む)に関心のある方が、打ち合わせなどにご利用いただける施設です。市内で市民活動を行う団体は、利用登録をすると、チラシ配架や印刷機等の利用が可能です。

〈電話〉 **047-423-3483**
 〈FAX〉 047-423-3436
 〈開館時間〉 月曜日～土曜日
 9時～21時
 日曜日・祝休日
 9時～17時
 〈閉館日〉 年末年始(12/29～1/3)

各種相談窓口のご案内 (相談無料・通話料は自己負担)

詳しくはお問い合わせください。

船橋市 男女共同参画センター

047-423-0757 (予約受付)
平日9時～17時

女性の生き方相談

女性のカウンセラーが相談に応じます。
 (予約制) 毎週金曜日 10時～16時
 毎月第3水曜日 16時00分～20時30分

女性のための法律相談

女性弁護士が相談に応じます。
 (予約制) 毎月第1木曜日、第3月曜日、第4水曜日
 ※時間はお問い合わせください。

男性の生き方相談

男性のカウンセラーが相談に応じます。
047-423-0199 <<専用電話>>

(予約不要) 毎週月曜日
 (祝休日の場合は火曜日、年末年始を除く)
 18時45分～20時45分(電話相談のみ)
 ※最終受付は、20時15分まで。

船橋市 女性相談室

女性相談

DVを含む女性が抱えるさまざま
 な悩みや相談を婦人相談員が
 おうけします。

※面接相談は要予約

047-431-8745 <<専用電話>>

月曜日～金曜日、第2土曜日
 9時～16時
 (祝休日、年末年始を除く)
 ※土曜日は面接相談のみ



ひとりで悩まないで

体への暴力の他、暴言・束縛などもDVです。あなたの辛いことを相談
 してみませんか? ~秘密は守られます~

千葉県女性サポートセンター

043-206-8002 <<専用電話>>

女性からの相談を365日24時間受付
 ※面接相談有 平日9時～17時(要予約)

千葉県男女共同参画センター

☆女性のための総合相談

火曜日～日曜日 9時30分～16時
 (月曜が祝日の場合の翌日火曜日、祝日、年末年始を除く)

04-7140-8605 <<専用電話>>

☆男性のための総合相談

火・水曜日 16時～20時
 (月曜が祝日の場合の翌日火曜日、祝日、年末年始を除く)

043-308-3421 <<専用電話>>

公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

事件・事故にあわれた被害者・家族の方の電話相談・カウンセリング及び
 関係機関等への付添い

043-225-5450

性犯罪・性暴力被害に関する電話相談等は

043-222-9977 もしくは全国共通短縮ダイヤル

月曜日～金曜日 10時～16時
 (祝休日・年末年始を除く)

はやくワン(ストップ)

#8891

で全国どこからでも最寄りのセンターに
 繋がります。

NPO法人 千葉性暴力被害支援センターちさと

性暴力の被害を受けた女性やご家族のための相談(面接・電話・医療ほか)

043-251-8500

月曜日～金曜日 9時～21時
 土曜日 9時～17時(祝休日を除く)
 ※被害直後の緊急支援は365日24時間対応